

障発1007第1号
平成23年10月7日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係
省令の整備に関する省令の公布について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
(平成23年厚生労働省令第127号)については、本日公布され、平成24年4月1
日から施行することとされている。

今般の改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市
町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏
のないようにご配慮願いたい。

記

1. 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律(平成23年法律第37号。以下「整備法」という。)におい
て、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)等の改正がなされ、従来厚生
労働省令で定めることとしていた指定障害福祉サービス事業者の指定基準等
について、都道府県の条例で定めることとされたところである。

また、この都道府県の条例を定めるに当たっては、人員配置等については厚
生労働省令で定める基準に従い定めるもの(以下「従うべき基準」という。)
と、利用定員については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの
(以下「標準」という。)と、その他の事項については厚生労働省令で定める
基準を参酌するもの(以下「参酌すべき基準」という。)とされたところであ
る。

これに伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準(平成18年厚生労働省令第171号)等について、同令に定める基準を「従

うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」と区分する等、所要の省令改正を行うこととしたものである。

2. 改正の概要

都道府県が指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を条例で定める際の基準については、次のとおりである。

(1) 「従うべき基準」

- ① 指定障害福祉サービス等に従事する従業者に係る基準及び員数
- ② 居室等の床面積
- ③ 適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準
 - ・ 内容及び手続きの説明及び同意
 - ・ サービス提供拒否の禁止
 - ・ 身体拘束等の禁止
 - ・ 秘密保持 等

(2) 「標準」

利用定員に関する基準

(3) 「参酌すべき基準」

(1)、(2) 以外のその他の設備及び運営に関する基準

3. 改正対象省令

- (1) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）（第11条関係）
- (2) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）（第12条関係）
- (3) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）（第13条関係）
- (4) 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）（第14条関係）
- (5) 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）（第15条関係）
- (6) 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）（第16条関係）

4. 留意事項

- (1) 3の改正対象省令において改正された事項については、今後とも随時改正が行われる可能性があり、条例により基準を定めるに当たっては十分留意すること。
- (2) 知的障害児施設等に関する基準については、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年

法律第71号)において、児童福祉法が改正され、知的障害児施設等が再編されることから、本年中を目処にその基準について、お示しする予定であること。

(3) 条例により基準を定めるに当たっては、整備法において、施行日から1年を超えない範囲内で、条例が制定施行されるまでの間は、3の改正対象省令で定める基準を条例で定める基準とみなす経過措置が設けられていること。

(4) なお、「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」については、「地方分権改革推進計画について」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり定義されていること。

- ・ 「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

- ・ 「標準」

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

- ・ 「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

5. 施行期日

平成24年4月1日